

板橋スマート保育事業実施要綱

(平成 26 年 2 月 19 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、区民の保育需要の急増を受け、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定による保育所（以下「認可保育所」という。）を補完するために実施する板橋スマート保育事業について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この事業は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 11 条、第 29 条及び第 30 条の施行に伴い、これらの条に規定する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付に係る児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業に移行するものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において板橋スマート保育とは、第 6 条第 1 項に規定する場所で実施される、次の各号に掲げる類型に応じて、当該各号に定める保育事業をいう。

(1)民間施設活用型 次条の規定に基づき区の指定した事業者（以下「受託事業者」という。）が民間施設を活用して暫定的に実施する保育事業であって、当該事業者が利用者と契約を締結するもの

(2)公共施設活用型 区が公共施設を活用して時限的に実施する保育事業であって、区が利用者と契約を締結するもの

(板橋スマート保育の委託)

第 3 条 区長は、板橋スマート保育の実施について、民間事業者を指定して行うことができる。

(受託事業者の要件)

第 4 条 前条の民間事業者の指定は、次に掲げる要件を満たす事業者に対して行うことができるものとする。

(1)個人、法人又は任意団体であること。

(2)個人以外にあっては、代表者を置くこと。

(3)板橋スマート保育を経営するために必要な経済的基盤があること。

(4)事業を健全かつ円滑に実行できること。

(5)社会的信望を有するとともに、助成金事業に関し、不正又は不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足る相当の理由がないこと。

(対象者)

第 5 条 板橋スマート保育の利用対象者は、その児童が次の各号のいずれにも該当す

る者とする。

(1) 板橋スマート保育の利用を希望する年度の4月1日現在において0歳（生後6か月からとする。以下同じ）、満1歳又は満2歳であること。

(2) 板橋区内に住所があること。

(3) 保育に欠ける者であること。

(4) 健康であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に利用の必要があると認めた者は、この限りでない。

(設置)

第6条 板橋スマート保育の実施場所及び定員は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、受託事業者と協議の上、定員を変更することができる。

(休業日)

第7条 板橋スマート保育の休業日（以下「休業日」という。）は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、区長又は受託事業者は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

(実施時間)

第8条 板橋スマート保育の実施時間（以下「実施時間」という。）は、午前7時15分から午後6時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長又は受託事業者は、特に必要があると認めるときは、実施時間を変更することができる。

(保育の実施基準)

第9条 保育の実施基準については東京都板橋区保育の実施に関する条例（昭和62年板橋区条例第13号）第2条及び東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号。以下「児福法施行規則」という。）第4条の2の規定を準用する。

(利用期間)

第10条 板橋スマート保育を利用できる期間は、児福法施行規則別表第1に規定する実施期間の範囲内において保護者が希望する期間のうち、区長又は受託事業者が必要と認める期間とする。

(利用開始日)

第 11 条 板橋スマート保育の利用開始日は、利用申込みを受け付けた日以降において、区長が保育の実施を必要と認めた日とする。

(利用の申込み)

第 12 条 板橋スマート保育の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、板橋スマート保育利用申込書（[別記第 1 号様式](#)）にその他必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する申込み（以下「利用申込み」という。）を受理したときは、速やかに当該利用申込みに係る児童の状況を調査するものとする。

(利用者の選考)

第 13 条 区長は、利用申込みに係る児童が第 5 条第 1 項各号の条件を備えていると認めた場合は、板橋スマート保育選考会議において保育に欠ける状況を確認し、利用児童を選考する。

2 板橋スマート保育の利用の順位の決定は、児福法施行規則第 4 条の 3 の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「法第 2 4 条第 3 項の規定に基づく選考」とあるのは「板橋スマート保育の利用の順位」と、「保育の実施を承諾する」とあるのは「利用の順位を決定する」とする。

3 前項の規定のほか、板橋スマート保育の利用の順位の決定には、板橋区保育の実施要綱（昭和 5 6 年 1 2 月 2 5 日区長決定）及び板橋区保育の実施事務運営要領（昭和 5 7 年 1 月 1 日部長決定）の規定を準用する。

(利用の決定)

第 14 条 区長は、前条の選考の結果、板橋スマート保育（公共施設活用型）の利用を決定したときは、当該利用希望者に板橋スマート保育利用決定（変更）通知書（[別記第 2 号様式](#)）により通知する。

2 区長は、前条の選考の結果、板橋スマート保育（民間施設活用型）の利用を適当と認めるときは、適当と認められる受託事業者に、紹介状により紹介する。

3 前項の規定による紹介を受けた受託事業者は、当該利用希望者に板橋スマート保育利用決定（変更）通知書（[別記第 2 号様式](#)）により通知する。

(利用申込みの不承諾)

第 15 条 区長は、第 5 条に規定する要件を満たすが欠員がない場合、板橋スマート保育の利用を不承諾とし、板橋スマート保育不承諾通知書（[別記第 3 号様式](#)）により通知する。

2 前項により、板橋スマート保育の利用を不承諾としたときは、区長は、申込者が

利用を希望する期間の開始の日の属する月の初日から起算して6か月の間（6か月が経過するまでの間に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度末日までの間）を限度として当該利用申込みを有効なものとして取り扱うことができるものとし、当該期間が経過した後もなお当該期間の最終日の属する年度内における利用を希望するときは、新たな申込みを行うことができる。

（利用辞退）

第16条 利用者は、板橋スマート保育の利用を辞退しようとするときは、板橋スマート保育利用辞退届（[別記第4号様式](#)）を、公共施設活用型においては区長に、民間施設活用型においては受託事業者に提出するものとする。

2 民間施設活用型において、受託事業者は板橋スマート保育利用辞退届を受理したときは、板橋スマート保育利用辞退報告書（[別記第4号様式の2](#)）により、すみやかに区に報告しなければならない。

（利用決定の取消し）

第17条 利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、区又は受託事業者は当該利用の決定を取り消すものとする。

(1) 利用の決定に係る児童（以下「児童」という。）の保育に欠ける事由（保護者の求職期間が2月を経過したときを含む。）が消滅したとき。

(2) 利用者が板橋スマート保育利用辞退届により利用の辞退をしたとき。

(3) 区外に転出したとき。

(4) その他特に利用の決定を取り消す必要があるとき。

2 区長又は受託事業者は、利用の決定を取り消したときは、利用決定取消通知書（[別記第5号様式](#)）により、当該利用者に通知するものとする。

3 民間施設活用型において、受託事業者は利用の決定を取り消したときは、利用決定取消報告書（[別記第5号様式の2](#)）により、すみやかに区に報告しなければならない。

（保育の実施の停止）

第18条 区長又は受託事業者は、児童が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、保育の実施を停止するものとする。ただし、停止する期間は、2月を限度とする。

(1) 児童の疾病により一時的に板橋スマート保育を利用できないとき。

(2) その他特に停止する必要があるとき。

2 保育の実施の停止を受けようとする利用者は、保育の実施停止申請書（[別記第6号様式](#)）を公共施設活用型においては区長に、民間施設活用型においては受託事業者に提出するものとする。

3 保育の実施の停止は、前項に規定する届出を受理した日の翌月（受理した日が月

の初日であるときは、当月)の初日から行うものとする。なお、保育料は免除とする。

- 4 区長又は受託事業者は、保育の実施の停止を決定したときは、保育の実施停止通知書(別記第7号様式)により、当該利用者に通知するものとする。

(保育の実施に関する調査)

第19条 区長は、第12条第2項の規定による状況の調査を適宜行うことができる。

- 2 受託事業者は、区長から前項の調査について依頼があったときは、協力するものとする。

- 3 利用者は、家庭状況に変化が生じたときは、区長又は受託事業者はその旨を報告するとともに、区長または受託事業者から状況調査の依頼があったときは、必要書類の提出等の協力をするものとする。

(利用料の納付等)

第20条 利用者は、児童1人につき月額2万5,000円以下で別に定める額の利用料を区長又は受託事業者が指定する期日までに納めなければならない。

- 2 前項の規定による利用料は、区長が保育の実施を認めた期間の初日が、月の初日であるときは当該月の保育の実施に係る分の利用料から納付し、月の途中の日であるときは当該月の翌月の保育の実施に係る分の利用料から納付するものとする。

- 3 受託事業者は、板橋スマート保育の活動に伴う実費費用について利用者から費用を徴収することができる。

(利用料の免除)

第21条 区長又は受託事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を免除するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者である場合

- (2) 前年度区民税非課税者である場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める場合

- 2 前項の規定による免除を受けようとする者は、免除を受けようとする日の属する月の10日までに、利用料免除申請書(別記第8号様式)を区長又は受託事業者に提出するものとする。

- 3 第1項第1号に該当する者が前項の申請をする際には、それぞれ、生活保護の受給者であることを証する書類又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者であることを証する書類の写しを添付するものとする。ただし、区長は、当該申請書に添付する書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の写しの添

付を省略することができる。

- 4 第1項第2号に該当する者が第2項の申請をする際には、同項の申請書に区民税が非課税であることを証する証明書の写しを添付するものとする。
- 5 区長又は受託事業者は、第1項の規定に基づいて利用料を免除したときは、利用料免除決定通知書（[別記第9号様式](#)）により保護者に通知するものとする。

（建物及び設備の基準）

第22条 板橋スマート保育の建物及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）並びに関係法令及び関係規程の定めるところに従うほか、認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日付56福児母第990号）別表1に定める認可外保育施設指導監督基準2、3及び4の基準及び次に掲げる基準を満たすものとする。

区分	要件
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児1人当たり3.3㎡（内法面積）以上。
保育室又は遊戯室	2歳児1人当たり1.98㎡（内法面積）以上。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等と兼用も可。
屋外遊戯場	2歳児1人当たり3.3㎡（児童が実際に遊戯できる面積）以上。保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないよう、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること（キッチン程度で可）。
便所その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は1以上であること。

（職員の配置基準等）

第23条 職員の配置基準等は、次に掲げるところによる。

（1）保育従事職員配置基準

ア 保育従事職員の定数は、定員を基本とした次の数とする。

（ア）年齢別保育従事職員定数

0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上とする。

（イ）（ア）に加え、保育従事職員を1人配置しなければならない。

（ウ）保育従事職員は常勤職員を原則とし、定数の一部に短時間勤務職員を充てる場合においても、少なくとも年齢別保育従事職員定数の8割以上は保育士資格を有する常勤職員とする。

(エ) (ウ)において、保育士に代え、保健師、看護師又は助産師とすることができる。

イ 保育従事職員の配置

開所時間中については、現に登園している児童数に対し上記ア(ア)に規定する配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。なお、開所時間中は保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。

(2) 施設長

原則として、専任の常勤職員であること。ただし、年齢別保育従事職員の資格を有する常勤職員との兼任を可とする。

(3) 調理員及び嘱託医を置くこと。ただし、厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合及び次項における特例による場合は、調理員を置かないことができる。

(食事の提供)

第24条 食事の提供については、板橋スマート保育所に調理員を置き、板橋スマート保育所内で調理する。

2 前項の規定にかかわらず、本園と認められる施設から食事を搬入し、調理員を置かないことができる。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 当分の間、第23条第1号ア(ウ)中「8割」とあるのは「6割」とする。

4 第3条の規定により、受託事業者は、第1条第2項の規定に基づき、板橋スマート保育事業の小規模保育事業への移行について、誠意をもって対応することとする。

別表（第4条関係）

	名称	位置	定員			設置年度
			0歳児	1歳児	2歳児	
公共施設活用型	氷川町小規模保育園	板橋区氷川町 24番2号		9人	10人	平成26年度
	高島平小規模保育園	板橋区高島平 八丁目30番1号		9人	10人	平成26年度
	清水町小規模保育園	板橋区清水町 72番7号		9人	10人	平成26年度
	中台小規模保育園	板橋区中台 一丁目16番8号	3人	8人	8人	平成26年度
民間施設活用型	小規模保育園 ドリームキッズ板橋保育園	板橋区板橋 一丁目8番11号	6人	6人	7人	平成26年度
	キンダーナー サリー中板橋小規模保育園	板橋区中板橋 19番6号	3人	7人	9人	平成26年度
	上板橋二丁目小規模保育園	板橋区上板橋 二丁目48番1号	3人	8人	8人	平成26年度
	コスモメイト ときわ台小規模保育園	板橋区前野町 二丁目16番1号	3人	8人	8人	平成26年度
	きららの杜西台小規模保育園	板橋区高島平 一丁目79番3号	3人	6人	10人	平成26年度
	ウェルネス保育園成増小規模保育園	板橋区成増 一丁目5番9号	3人	8人	8人	平成26年度
	小規模保育園 生活クラブ保育園ぽむ・徳丸	板橋区徳丸 二丁目30番16号	3人	8人	8人	平成26年度
	小規模保育園 大山西町インフィニティ保育園	板橋区大山西町 2番3号	3人	8人	8人	平成26年度
	志村一丁目小規模保育園	板橋区志村 一丁目8番6号	3人	8人	8人	平成26年度
	キンダーナー	板橋区赤塚	3人	8人	8人	平成26年度

サリー成増小規模保育園	三丁目 16 番 2 号				
このえ蓮根小規模保育園	板橋区蓮根 二丁目 20 番 9 号	3 人	8 人	8 人	平成 26 年度
小規模保育園 ぶれあ保育園・赤塚	板橋区赤塚 四丁目 15 番 5 号		8 人	9 人	平成 26 年度
小規模保育園 板橋一丁目インフィニティ保育園	板橋区板橋 一丁目 6 番 9 号		8 人	10 人	平成 26 年度
小規模保育園 あずさわ保育園	板橋区蓮沼町 73 番 14 号	5 人	7 人	7 人	平成 26 年度
小規模保育園 ひまわり保育所	板橋区高島平 八丁目 9 番 1 号	3 人	4 人	4 人	平成 26 年度
小規模保育園 マミー保育所	板橋区坂下 二丁目 31 番 13 号	6 人	6 人		平成 26 年度

板橋スマート保育利用申込書

(あて先) 板橋区長 板橋スマート保育の利用につき、次のとおり申込みます。 本申込みによる利用の決定のために必要な、区が保有する個人情報の利用に同意します。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 住所 板橋区 電話 () FAX () </div> <div style="width: 45%;"> 丁目 番 一 号 携帯電話 父: () 母: () </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年1月1日の住所 [上記住所と異なるとき記入] 区(市) 丁目 番 一 号 ※区外の場合は、年度住民税(非)課税証明書の提出が必要です。 </div> <div style="margin-top: 10px;"> フリガナ 保護者氏名 _____ </div>	事務処理欄 入 指 税 通
--	---

保育園の申込みについて		第一希望					保育園		平成25年(度)の課税の有無	
家庭の状況 (入所希望児童は番号に○を付ける)		フリガナ 氏名	続柄 性別	生年月日	年齢 <small>0歳は月齢</small>	クラス 年齢	職業または学校・保育園・ 幼稚園・認定こども園	区市町村 民税	所得税	
	1		世帯主 男・女					有・無	有・無	
	2		男・女					有・無	有・無	
	3		男・女					有・無	有・無	
	4		男・女					有・無	有・無	
	5		男・女					有・無	有・無	
	6		男・女					有・無	有・無	

保育を希望する期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 2歳児クラス終了まで
-----------	---------	--

生活保護の状況	受けていない 受けていた(年 月まで) 受けている(年 月から)
---------	--

利用希望 スマート保育の 施設名 (最大6施設まで 希望できます)	①	(希望理由)
	②	(希望理由)
	③	(希望理由)
	④	(希望理由)
	⑤	(希望理由)
	⑥	(希望理由)

保育を希望する理由	1. 保護者が働いている。 2. 保護者が病気、身体障がいなど。 3. 母が出産。 年 月 (予定)	4. 両親がいない。 5. 求職中 6. その他(具体的に)
-----------	--	--------------------------------------

該当する番号を○で囲んでください。 世帯・児童コード

クラスは 年4月1日現在の年齢で決定します。

※ 板橋スマート保育の利用が決定した場合は、家庭福祉員の申し込みは取り消されます。

第2号様式（第14条関係）

年 月 日

板橋スマート保育利用決定（変更）通知書

様

区長名又は受託事業者代表者名

申込を受けたスマート保育の利用について、利用を決定（変更）しましたので通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
スマート保育名		決 定 年 月 日	
スマート保育所在地			
利 用 料			
利 用 期 間			
備 考			

板橋スマート保育利用不承諾通知書

様

板橋区長

申込を受けたスマート保育の利用について、利用を希望した月にただちに利用することはできませんでしたので通知します。ただし、下記の申込有効期限までは利用選考の対象となります。

記

児 童 名		生 年 月 日	
申 込 年 月 日		決 定 年 月 日	
内 容		申 込 有 効 期 限	
理 由			
備 考			

板橋スマート保育利用辞退届

年 月 日

(宛先) 板橋区長又は受託事業者

住 所 板橋区 丁目 番 号
方

申込者

(保護者) 氏 名 _____

〔 児童名 〕 のスマート保育の利用は、下記の理由により辞退します。

児童の生年月日〔 年 月 日 〕 在籍施設名〔 _____ 〕

記

辞退理由 (該当するものに○をつけてください。)

ア. 家庭で保育できるようになった。

イ. 区内転居のため。 [新住所: 板橋区 _____ 丁目 番 _____ 号 _____]

ウ. 区外転居のため。 [新住所: _____]

エ. 認可保育園入所のため

オ. その他 (具体的に)

利用決定取消通知書

様

板橋区長又は受託事業者代表者名

次の児童についてスマート保育の利用の決定を取り消すことになりましたので、通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
ス マ ー ト 保 育 名		決 定 年 月 日	
内 容		解 除 年 月 日	
理 由			
備 考			

保育の実施停止申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長又は受託事業者

申込者住所 板橋区 丁目 番 号
(保護者)

電話 ()

氏名

つぎのとおり保育の実施を停止していただきたく申請します。

スマート保育名	
児童名	年 月 日生 (歳)
停止月日	年 月 日から 年 月 日まで

理由

停止扱いとされる場合について

停止については、児童の保育に欠ける状態が継続しているにもかかわらず、その児童の傷病などの理由で一時的に通所できなくなった場合にかぎります。

停止は一時的（2か月以内）な扱いです。これを越える場合は、退所していただきます。上記のほかは欠席扱いとなりますので利用料は納めていただきます。

申請にあたっては、診断書を添付してください。

保育の実施停止通知書

様

区長名又は受託事業者代表者名

次の児童について保育の実施を停止することにしましたので、通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
ス マ ー ト 保 育 名		決 定 年 月 日	
内 容			
停 止 期 間			
理 由			
備 考			

利用料免除申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長又は受託事業者

申 込 者 住 所 板 橋 区 丁 目 番 号
(保護者)

電 話 ()

氏 名

下記のとおり利用料の納入が困難なので免除を申請します。

スマート保育名	
児 童 名	年 月 日生 (歳)
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

理 由	該当するものに○印
	<ul style="list-style-type: none">1 生活保護受給者のため2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者のため3 前年度区民税非課税のため4 その他 ()

備 考

利用料免除決定通知書

様

区長名又は受託事業者代表者名

次の児童の利用料について、免除することに決定しましたので、通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
スマ-ト保育名		決 定 年 月 日	
利用料免除期間			
備 考			